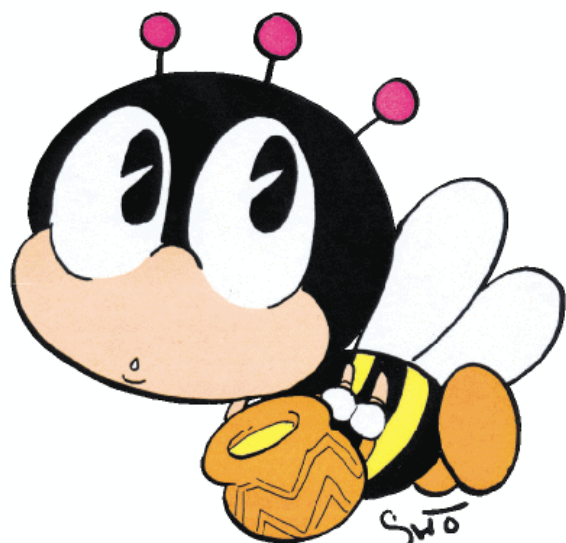


# おのみち生涯学習センター

## 利用のしおり



### 館内案内

階	名称	備考
4階	・尾道市教育振興センター ・倉庫	
3階	・遺跡発掘調査研究所 (展示室・保管室) ・倉庫 ・郷土資料室 ・パソコン研修室 ・簡湯小記念室	37-8766
2階	・生涯学習課 青少年健全育成係事務室 (尾道市青少年センター)	37-8744
	・市子ども会育成連合協議会事務局	37-6080
	・尾道市PTA連合会事務局	37-7353
	・青少年センター相談室	37-9459
	・広島県教職員組合三原海田地区支部尾道ブロック	20-8120
	・NPO 尾道文化財研究所	37-1830
	・尾道地域安全対策事業推進協議会	20-8101
	・尾道警察署管内防犯組合連合会	"
	・研修室1	
	・研修室2	
・研修室3		
1階	・るり保育所	37-8776
	・生涯学習センター管理人室	37-9070
屋内運動場		

所在地 尾道市東久保町 20 - 14  
TEL (0848)37-9070

所管 尾道市教育委員会事務局  
生涯学習課青少年健全育成係  
(尾道市青少年センター)  
TEL (0848)37-8744

### 貸室案内

階	室名	人数	広さ	設備等
2	研修室1	40	8.5m×7.8m	冷暖房・机・イス
	研修室2	40	8.5m×7.8m	冷暖房・机・イス
	研修室3	50	8.5m×10.2m	冷暖房・机・イス
	屋内運動場		17.4m×24.5m	



# 利用案内

旧筒湯小学校を改修し、生涯学習活動を援助する施設として、研修室やパソコン研修室を整備しています。

## 1. 開館時間

9時00分から21時00分

## 2. 休館日

毎週火曜日（ただし、国民の祝日に該当する場合はその翌日）

1月1日から1月4日及び12月28日から12月31日

## 3. 利用手続き

生涯学習センター管理人室または、教育委員会生涯学習課 青少年健全育成係に使用申請し、教育委員会の許可を受け、使用料を予め現金で納付してください。

受付期間：利用日の6ヶ月前から7日前まで（ただし、特別の事情がある場合を除く。）

使用制限（条例第5条）

- ・公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- ・施設または附属設備をき損し、または滅失するおそれがあるとき。
- ・管理運営上支障があるとき。
- ・引き続き7日（休館日を除く。）を超えて使用することができない。（ただし、教育委員会が特に必要であると認めた場合を除く。）

目的外使用、転貸等の禁止（条例第6条）、許可の取り消し（条例第7条）、原状回復（条例第11条）

遵守事項（条例第12条）、損害賠償義務（条例第13条）（略）

## 備考

- 1 暖房または冷房を行う場合は、この表に定める使用料の額に相当する額を加算するものとする。
- 2 使用時間を超過して使用した場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定の使用料の1時間あたりの額を加算した額を徴収する。

使用料の減免（減免申請が必要）

- 1 市が主催する事業に使用するとき
- 2 社会教育団体が社会教育活動として利用するとき
- 3 社会福祉事業を推進する団体が、当該団体

設立目的のため利用するとき

- 4 その他使用目的が生涯学習センターの設置目的に適合すると教育委員会が認めるとき
- 5 教育委員会が特別の事情があると認めるとき

禁止行為（規則第9条） 入所の制限等（規則第10条）（略）

## 4. 使用料

	使用区分及び使用料			使用時間
	午前の部	午後の部	夜間の部	
	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	
研修室1	円 310	円 520	円 420	9:00～21:00
研修室2				
研修室3				
	8:30～12:30	12:30～17:30	17:30～21:30	
屋内運動場	円 420	円 520	円 420	・月～土曜日 17:30～21:30 ・日曜日及び祝日 8:30～21:30

## パソコン教室のご案内

中央公民館

お問い合わせ先 電話(0848)44-0683

いきいき大学（総合福祉センター内）

お問い合わせ先 電話(0848)22-8385